

愛媛県民主医療機関連合会 薬学生奨学金貸与規程

愛媛県民主医療機関連合会（以下、愛媛民医連）は、地域住民の健康と生命、くらしを守り、充実し、明るいまちづくりをすすめるため、薬剤師の後継者育成のためにこの奨学金貸与制度を設ける。

（目的）

第1条 この規程による奨学金は、将来、愛媛民医連に参加しようとする薬学生の勉学の要望に応え、修学資金の貸与をおこなうことを目的とする。

（貸与対象者）

第2条 この規程による奨学金の貸与対象者は次のとおりとする。

- (1) 愛媛民医連の職員になることを条件とし、大学薬学部で教育を受け、業務に必要な資格、技術を習得するもの。
 - (2) 愛媛民医連の職員で事業所の要請もしくは本人の自発的希望により、前項に準じて要請を受けるもの。
- 2 奨学生の定員は、各学年原則3名までとする。

（奨学生の任務）

第3条 奨学生の任務を次のとおりとする。

- (1) 奨学生は、医学・医療の勉学に励み、また愛媛民医連の諸活動に参加し、患者の立場に立った医療活動を実践的に学ぶことに努める。
- (2) 奨学生は原則として愛媛民医連が開催する奨学生会議および企画に参加し、奨学生同士がお互いに学び、交流し合うものとする。また、長期休暇などを利用して年1回以上は必ず愛媛民医連内の事業所にて実習を行うこととする。
- (3) 奨学生は月1回以上必ず近況を愛媛民医連に報告する。また、愛媛民医連から請求があったときは、成績に関するデータを提出する。

（奨学金の申請）

第4条 奨学金を希望するものは、この規程を承認し、所定の申請用紙および誓約書、成績証明書を愛媛民医連に提出する。その際、十分な返済能力を持ち生計を別にする保証人を2名立てなければならない。保証人は奨学金を希望する者の4親等以内の親族を原則とし、うち1名は連帯保証人とし、奨学生とともに債務弁済の責任を持つものとする。

- 2 愛媛民医連は、保証人に対して、収入に関する書類等の提出を求めることができる。

(奨学生の承認)

第5条 愛媛民医連理事会は、面接及び書類審査を経て貸与の可否を決定する。決定は文書で速やかに本人に通知するものとする。

(奨学金の貸与)

第6条 奨学金の貸与は申請した月からとし、貸与日は毎月26日から末日とする。貸与方法は自ら受領に来るものとする。ただし、遠隔地などでやむを得ない場合は銀行振り込みにすることができる。

(奨学金貸与額・貸与期間)

第7条 奨学金の額は全学年に対し月額5万円とする。尚、貸与年限は支給開始時点から最長で必要最短修学年限とする。「留年」の場合の再履修期間、および休学中は貸与を停止する。

- 2 前項の貸与年限を超えて修学する場合は貸付金とすることができる。貸付金に関する規程は別に定める。

(奨学生資格の終了・奨学金の返済)

第8条 奨学生は、奨学金の契約が卒業等で終了した場合、または入学後8年以内に薬剤師国家資格を取得できない場合は、その事実が確定した時点で奨学生の資格を失い、奨学金を返済しなければならない。返済は契約終了後1か月以内に一括で支払うものとする。

- 2 やむを得ず分割とする場合は、年利2%の利息を上乗せした上で、貸与期間を超えない期間内に返済するものとする。分割返済とする場合は、愛媛民医連は十分な返済能力を持ち、生計を別にする新たな連帯保証人を求める場合がある。新たな連帯保証人は、収入等を証明する公的書類等を提出しなければならない。
- 3 第8条第1項の「入学後8年以内に薬剤師国家資格を取得できない場合」に関しては、2023年2月16日以降に申請を行う奨学生に適用させる。

(奨学金の返済猶予・免除)

第9条 以下の場合、返済の猶予及び免除ができる。

- (1) 卒業後、愛媛民医連内の事業所で勤務を開始したものは奨学金の返済を猶予し、貸与期間以上に勤続したものは奨学金の返済を免除する。なお、免除期間に産前産後休暇、傷病・育児・介護等の休職期間、および労務災害等の休業期間は含まないものとする。
- (2) 卒業後勤務を開始したが、貸与期間を満たさず退職する場合は、残余期間の支給額を返済するものとする。返済方法は第8条に準じる。

(奨学金規程違反の返済)

- 第10条 この規程による奨学生で、契約後本規程の趣旨に甚だしく反する行為、言動がある場合、第3条に定めた任務を遂行できない場合は、愛媛民医連はただちに契約を取り消す。契約を取り消された奨学生は、すでに貸与された奨学金のすべてを1ヵ月以内に、年利2%の利息を上乗せして返済しなければならない。
- 2 やむを得ず分割とする場合は、年利3%とし、返済期間は貸与期間を超えない範囲内で、理事会と協議の上決定する。分割返済とする場合は、愛媛民医連は十分な返済能力を持ち、生計を別にする新たな連帯保証人を求める場合がある。新たな連帯保証人は、収入等を証明する公的書類等を提出しなければならない。
- 3 特別な事情により、第3条に定めた任務が一時的に遂行できなくなった場合は、愛媛民医連理事会の判断により、契約を継続する場合がある。

(他法人・県連の奨学生の受け入れ)

- 第11条 他法人・県連の奨学生を愛媛民医連が受け入れる場合の奨学金の取り扱いは、理事会が決定する。受け入れた奨学生には本規程を適用する。

(奨学生の配属先)

- 第12条 配属先は、愛媛民医連内のいずれかの事業所とする。
- 2 事業所の人員体制等の理由で、事業所間の人事異動を命じることもある。

(本規程に定めなき事項について)

- 第13条 本規程に定めなき事項については愛媛民医連理事会が決定する。

附則

この規程の改廃は愛媛民医連理事会でおこなう。

この規程は1982年1月9日から実施する。

1996年4月1日改定

2004年1月21日改定

2007年1月24日改定

2015年6月19日改定

2023年2月16日改定